

石部南学区まちづくり協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、石部南学区まちづくり協議会と称し、事務局を石部南まちづくりセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、石部南学区内にある貴重な自然と伝統を守り、豊かで、住みよい、やすらぎのある美しいまちをつくるため、地域の住民が相互に連携し、地域の特色を生かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、石部南学区地域の自治会員、及び会の趣旨に賛同する幅広い市民とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業活動を行う。
(1) 地域の連帯感を深めるふれあい事業。
(2) 自然豊かなふるさとづくり事業。
(3) 地域の歴史・文化を守り、文化芸術活動を振興する事業。
(4) 人づくり事業。
(5) 青少年育成と生涯学習推進事業。
(6) 健康と安心安全なまちづくり事業。
(7) 福祉と人権のまちづくり事業。
(8) 市・区・各種団体・企業等と協働しまちづくりを発展させる活動。
(9) 広報・啓発事業。
(10) その他本会の目的達成のため必要な事業活動。

(運営委員)

第5条 本会は第2条の目的に賛同する石部南学区住民、各地区代表及び各種団体の代表をもって運営委員とする。

2 運営委員は、運営委員会の構成員となり、第4条記載事業の遂行に当たる。

3 運営委員は、総会の代議員資格を持つ。

4 運営委員は、運営委員会の承認により選任する。

5 運営委員の定数は、原則として最大40名以内とする。

6 運営委員の任期は、4年とする。但し再任は妨げない。

7 欠員による新たな後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

2 各部会は、総会で承認された事業計画に基づき、具体的な事業を行う。

(組織)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 7名 (内5名は南学区区長とする) |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 運営委員長 | 1名 |
| (7) 運営副委員長 | 1名 |
| (8) 部会長 | 5名 |

(役員を選出と任期)

第8条 役員を選出は次の通りとする。

(1) 会長、副会長、事務局長、会計、及び監事は、運営委員会で選考し、総会で決定する。

(2) 運営委員長及び運営副委員長は、運営委員の中から選考委員会で推薦し、運営委員会で承認、選出する。

(3) 部会長は、運営委員長が運営委員の中から任命する。

(4) 監事は、他の役員を兼務することは出来ない。

2 役員任期は次の通りとする。

(1) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(2) 欠員となった場合、新たに役員となった後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 役員任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員職務)

第9条

役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の運営及び事業活動に伴う事務を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び事業活動に伴う出納、経理事務を担当する。
- (5) 監事は、本会の業務及び会計の監査事務を担当する。
- (6) 運営委員長は、運営委員会を代表し、会務を統括する。
- (7) 運営副委員長は、委員長を補佐し委員長に支障ある時はその職務を代行する。

(役員・委員の解任及び退任)

第10条

役員並びに委員にその役に相応しくない行為があった時は、その選任の例により総会又は経営会議及び運営委員会においてこれを解任することが出来る。この場合、当該役員並びに委員に対し総会又は経営会議及び運営委員会において弁明の機会を与えなければならない。

- 2 役員並びに委員は、会員の資格を喪失したとき退任する。

(総会)

第11条

総会は本会の最高決議機関である。

- 2 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1) 経営会議の決議があった時
 - (2) 運営委員の1/3以上の要請があった時。
- 5 総会は代議員及び経営委員をもって構成する。
- 6 代議員は、第5条第3項の総会代議員資格を持つ運営委員とする。
- 7 総会は代議員の委任状も含めた過半数の出席で成立し、出席代議員の過半数により議決することが出来る。
- 8 総会は次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画に関する事項。
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規約の制定改廃に関する事。
 - (4) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事を選任並びに解任に関する事項。
 - (5) その他重要事項に関する事。

(会議)

第12条

本会の会議は次の通りとする。

- (1) 経営会議
- (2) 運営委員会
- 2 会議は必要に応じて経営会議は会長が、運営委員会は委員長がそれぞれ招集する。

(経営会議)

第13条

経営会議は、次の事項を審議・決定する本会の議決機関である。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項。
- (2) 総会から付託された事項。
- (3) 運営委員会から上申された事項。
- (4) 協議会運営、事業執行状況の監理に関する事。
- (5) その他本会の目的(第2条)達成のために必要な事項。
- 2 経営会議の構成員は、経営委員と称し次の通りとする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 7名(内5名は南学区区長とする)
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 運営委員長 1名
 - (6) 運営副委員長 1名
 - (7) 部会長 5名
- 3 経営会議は毎月1回開催する。但し会長が必要と認めた時は臨時に開催できる。
- 4 経営会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 経営会議の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数の時は会長の決するところによる。
- 6 経営会議構成員は、総会を執り行う。

(運営委員会)

第14条

運営委員会は、総会及び経営会議で議決された計画にそって事業を調整し実施する執行機関である。

- 2 運営委員会は、第6条の役員及び運営委員で構成する。
- 3 総会及び経営会議から付託された重要事項を審議する。
- 4 運営委員会は、各地区及び各団体から推選された運営委員候補を審査・選考し承認の上で、運営委員を選任する。
- 5 運営委員会は、委員の過半数の出席で成立し、議決は出席委員の過半数をもって決し、賛否同数の時は運営委員長の決するところによる。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計)

第16条 本会は、次の収入により運営する。
(1) まちづくり交付金の内の加算金。
(2) 各種補助金。
(3) その他の収入。

(細則)

第17条 この規約の施行にあたって必要がある場合には、細則を定めることが出来る。
2 細則は経営会議の審議とその過半数の同意で決定し、運営委員会の承認を受ける。
3 この規約及び細則に定める以外に、本会の運営に関して必要な事項及び解釈の整理統一を要する事項は、経営会議がそれを定める。

付則-1 この規約は、平成20年12月7日から施行する。

付則-2 この規約は、平成21年12月の臨時総会で改定し、同月14日から施行する。

付則-3 この規約は、平成23年4月24日の総会で改定し、同月1日から施行する。

2 第5条第6項の規定にかかわらず、平成22年度の運営委員の任期を平成23年度まで延長し、平成24年度に各区半数以下の運営委員について改選を行い、改選を行わない運営委員の任期はさらに平成25年度まで延長する。